

参考資料 1 がん対策に関する国及び北海道の動向

(1) がん対策基本法（平成 28 年 12 月改正）

第 5 節 がんに関する教育の推進 第 23 条

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 第 3 期がん対策推進計画（平成 30 年 3 月閣議決定）

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

（現状・課題）

（略）健康については、子どものころから教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。これらにより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

（略）しかし、地域によっては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識が必ずしも十分でないこと及び外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていないことについて指摘がある。

（取り組むべき施策）

国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。（略）

【個別目標】

国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。

(3) 第 3 期北海道がん対策推進計画（平成 30 年 3 月） ※がん教育関係箇所のみ抜粋

3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(4) がん教育、がんに関する知識の普及啓発

〈現状と課題〉

道では、国の「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」を踏まえ、各学校において外部講師を活用したがん教育をモデル的に行ってきていますが、今後、がんの予防について、中学校の保健体育の学習指導要領に明確に記載されたことや小学校の体育の学習指導要領において内容が見直されたこと等に伴い、全道的にがん教育が実施されるよう学校教員に対し、がんについての理解を促進するとともに授業展開の支援が必要となっています。

〈施策の方向〉

- 関係団体、拠点病院や患者団体等と連携し、児童生徒等を対象としたがんの予防や早期発見等のがん教育に関する施策を推進します。
- 関係団体、拠点病院や患者団体等と連携しながら、適切ながん教育が実施されるようがん教育実施校の事例などをもとに、課題分析等を行います。

〈主な取組〉

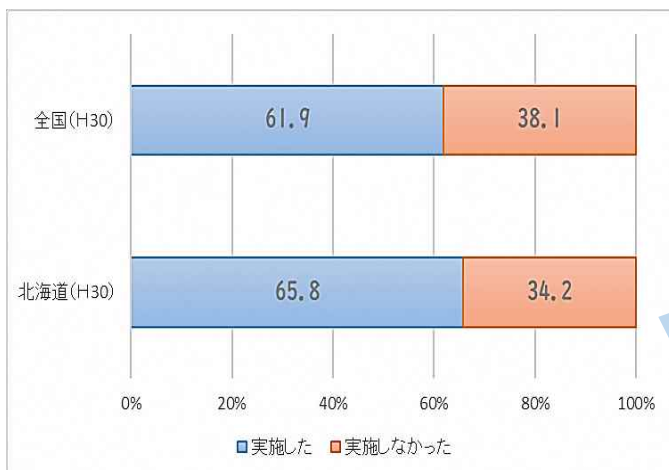
- 道は、教員や外部講師向けの研修会、がん教育における指導方法や留意点を周知するなど、小・中・高等学校等におけるがん教育の充実に取り組みます。
- 道は、学校医やがん医療に携わる医師と連携し、希望する小学校等に対し、医師等によるがん教育出前講座の実施に取り組みます。

【個別目標】

- がん患者への理解や健康と命の大切さに対する認識を深めるため、すべての小・中・高等学校等で、がんに関する授業が充実するよう取り組みます。

参考資料2 がん教育の実施状況（平成30年度がん教育実施状況調査より）

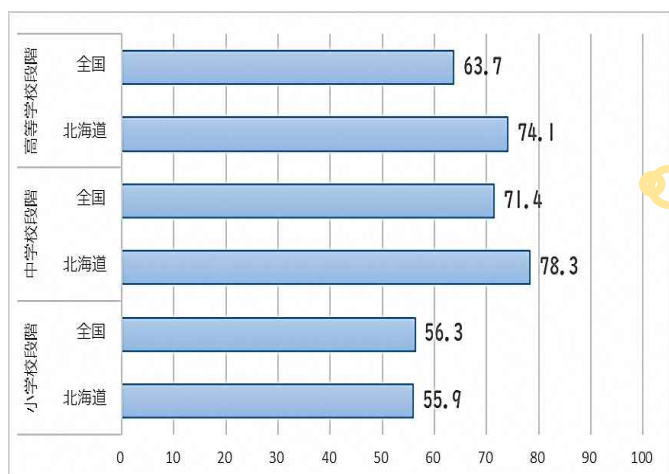
* 調査対象：国公立学校（札幌市含む）



がん教育を実施しなかった理由

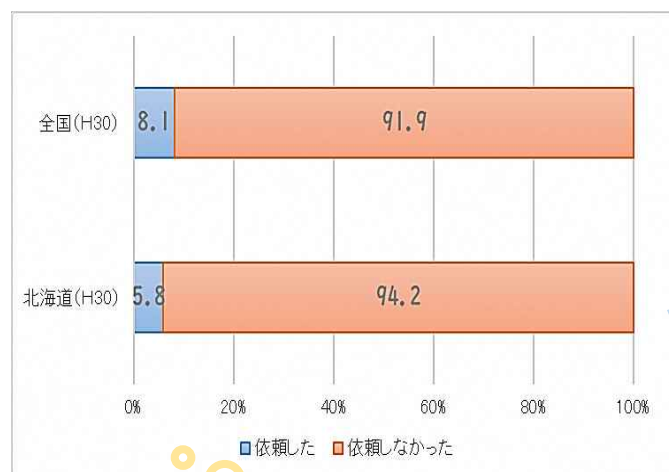
（複数回答）

- がん教育以外の健康教育を優先した（58.6%）
- 指導時間が確保できなかった（教育課程に位置付けていない）（56.3%）
- 指導者がいなかった（22.6%）
- 講師謝金等の経費が確保できなかった（9.9%）



がん教育の実施時間（複数回答）

- 体育・保健体育（97.0%）
- 特別活動（2.7%）
- 総合的な学習の（1.5%）



外部講師を活用しなかった理由

（複数回答）

- 教師が指導したため（90.2%）
- 適当な講師がなかった（15.7%）
- 指導時間が確保できなかった（13.1%）
- 講師謝金等の経費が確保できなかった（12.6%）

外部講師を活用して、効果的だと思ったこと（複数回答）

- がんに関する理解が深まった（80.2%）
- 健康と命の大切さについて主体的に考えることができた（76.6%）
- 児童生徒にがん教育を強く印象付けられた（48.6%）